

久 福 第 3 7 号
令和7年4月22日

区長各位

久喜市長 梅田 修一
(公 印 省 略)

民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に伴う候補者の
選出について（依頼）

陽春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃から地域福祉の推進のため、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し
上げます。

さて、民生委員・児童委員及び主任児童委員については、令和7年11月30日を
もって3年間の任期満了を迎え、一斉改選となります。

区長の皆様におかれましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、民生委
員・児童委員及び主任児童委員候補者の選出に際しまして、別紙「埼玉県民生委員・
児童委員選任基準」をご確認のうえ、「民生委員・児童委員候補者の選出」に基づき、
推薦にご協力いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】	社会福祉課	本	庁	社会福祉係	電話	22－1111
		菖蒲行政センター		菖蒲福祉係	電話	85－1111
		栗橋行政センター		栗橋福祉係	電話	53－1111
		鷺宮行政センター		鷺宮福祉係	電話	58－1111

民生委員・児童委員候補者の選出について

1 選出方法

(再任の場合)

民生委員・児童委員及び主任児童委員の継続を希望される委員には、担当地区の区長の皆さま及び単位民児協会長に**再任の意向をあらかじめ伝える**ようお願いしています。

また、表面が「民生委員・児童委員推薦調書」、裏面が「民生委員・児童委員候補者推薦書」の用紙に必要事項を記入のうえ、区長の皆さまへ伺うよう伝えてありますので、「埼玉県民生委員・児童委員選任基準」をご確認のうえ、裏面の「**民生委員・児童委員候補者推薦書**」に署名をお願いします。

なお、地域福祉を円滑に推進するためには、新たな民生委員について区長の皆さまにもご承知おきいただきたいとの趣旨から署名をお願いしているものですが、様々なご事情から署名が難しい場合は、区長の皆さまの署名ができない場合もあり得るものと考えておりますので、よろしくお願いします。

(新任の場合)

民生委員・児童委員及び主任児童委員の継続を希望されない委員には、担当地区の区長の皆さま及び単位民児協会長に**退任の意向をあらかじめ伝える**ようお願いしています。

なお、新任の民生委員・児童委員候補者の選出につきましては、担当地区の区長と単位民児協会長及び退任予定の委員の**三者間において、協議**をお願いしたいと考えています。

選出いただきました民生委員・児童委員候補者の「民生委員・児童委員候補者推薦書」に署名をお願いします。

なお、地域福祉を円滑に推進するためには、新たな民生委員について区長の皆さまにもご承知おきいただきたいとの趣旨から署名をお願いしているものですが、様々なご事情から署名が難しい場合は、区長の皆さまの署名ができない場合もあり得るものと考えておりますので、よろしくお願いします。

2 書類の提出について

表面が「民生委員・児童委員推薦調書」、裏面が「民生委員・児童委員候補者推薦書」の用紙は、担当地区の区長の皆さま、または単位民児協会長に渡していただくようお願いしています。

書類を受取られた際には、大変お手数ですが、本庁社会福祉課社会福祉係

または各行政センター福祉係まで提出をお願いします。

3 提出期限

令和7年6月20日（金）

埼玉県民生委員・児童委員選任基準

1 趣旨

この基準は、「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日雇児発0223第1号社援発0223第2号厚生労働省局長通知）に基づき、民生委員・児童委員の適格な候補者を選出するため定めるものである。

2 民生委員・児童委員の選任

民生委員・児童委員については、その要件が、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているが、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨を踏まえ、次に掲げる要件を具備する者を選任することとする。

（1）適格要件

- ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- イ その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- ウ 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- エ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- オ 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- カ 主任児童委員候補者にあっては、児童福祉に関する理解と熱意を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者
- キ 再任者の場合は、これまでの活動実績が良好であった者

（2）選任要件

- ア 当該市町村の議会の議員の選挙権を有すること。
- イ 国、県、市町村の議会の議員の職にないこと。
- ウ 年齢

（ア）新任者

- a 民生委員・児童委員
78歳未満の者。
- b 主任児童委員
58歳未満の者。

(イ) 再任者

- a 民生委員・児童委員
原則 78 歳未満の者。
- b 主任児童委員
原則 67 歳未満の者。

付 則

この基準は、平成 25 年 12 月 1 日以降任命される民生委員・児童委員及び主任児童委員から適用する。

付 則

この基準は、令和 4 年 12 月 2 日以降任命される民生委員・児童委員及び主任児童委員から適用する。

付 則

この基準のうち、(2) 選任要件 ウ 年齢 (イ) 再任者の規定については、令和 7 年 12 月 1 日以降任命される民生委員・児童委員及び主任児童委員から適用する。